

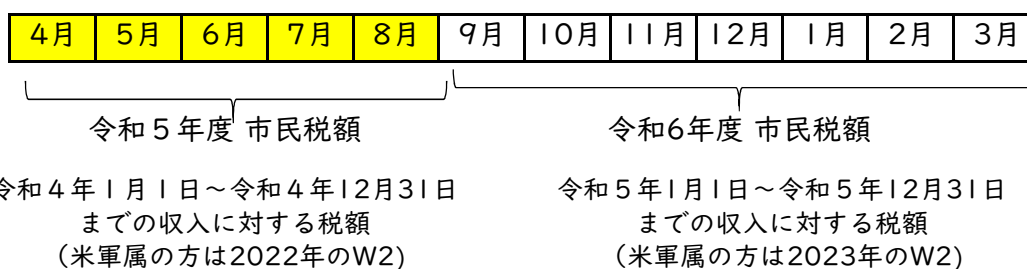
給食費のご案内（市立保育園・市立こども園（2号認定））

令和6年4月分から令和6年8月分までの給食費（主食・副食）についてご案内します。算定方法については、以下をご覧ください。

市民税と給食費の関係

給食費は世帯の市民税額に基づき決定します。市民税が毎年6月に算定されるため、副食費免除対象者は4月と9月の2度算定します。市民税課税台帳から、父もしくは母（あるいは両親とも）の市民税額が確認できない場合は、主食・副食費を徴収します。

令和5年1月1日時点で横須賀市に住民登録をしていない方は、市民税課税証明書を当該年度1月1日現在住民票のあった市区町村から取り寄せ、園または子育て支援課までご提出ください。未申告の方は申告後、課税証明書を提出してください。改めて給食費を算定します。（税額によっては金額が変わらないことがあります）



今回お送りした物は以下のとおり、税額等により内容が異なります。

主食費のみ負担いただく世帯	主食費と副食費を負担いただく世帯
市民税所得割額（父母合算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 57,700円未満（年収360万円未満相当） ・ 77,101円未満のひとり親世帯 ・ 第3子以降の子ども（※） ・ 生活保護世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 57,700円以上（年収360万円以上相当） ・ 77,101円以上のひとり親世帯 ・ 未申告の世帯（税務署等への収入の申告）
副食費免除通知を同封 月 1,500円	副食費免除通知が同封されていない 月 6,000円
納入通知書(1,500円)×5枚 (口座振替の場合は無し)	納入通知書2種 (1,500円×5枚、4,500円×5枚)計10枚 (口座振替の場合は無し)

*第3子以降の子どもについて、教育・保育施設に通う小学生未満で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と位置づけます。

給食費の納入について(市立保育園・市立こども園(2号認定))

市立保育園/市立こども園給食費の納入期限は、毎月末日になります。(下表参照)

口座振替の方へ

- ・1回目の口座振替で残高不足などにより振替ができなかった場合に、翌月15日を指定日として再度振替を行います。
- ・口座振替は2回までとなります。これ以降は納入通知書にてお納めください。
- ・振替の結果は、ご利用の預貯金通帳への記帳によりご確認ください。
- ・給食費納付済証明が必要な場合は、下記までお知らせください。
- ・振替口座の変更を希望される場合は、改めて口座振替依頼の申込をしてください。

納入通知書払のご案内

- ・納入通知書の発行は、子育て支援課と各行政センターにて行います。
- ・領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

納める場所

銀行・信金 平日9:00~15:00 ゆうちょ銀行 平日9:00~16:00

役所屋(市民サービスセンター) 毎日10:00~19:30まで

ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)その他、機器点検日、休館日はお休みです。

- ・中央店:モアーズシティ7階 ・久里浜店:ウィング久里浜6階

市役所・各行政センター 平日8:30~17:00まで

滞納した場合

給食費を納期限までに納入できなかった場合は、督促状をお送りいたします。督促状納期限を過ぎても未納の場合は、未納給食費の回収を法的手段によって進めます。

その他

- ・児童手当から天引きし、給食費等の納入に充てることができます。希望される場合は、下記までご連絡ください。

令和6年度(前期)

保育料・市立保育園・市立こども園給食費納入期限・口座振替日程表

月分	納入通知書払 1回目口座振替日	2回目 口座振替日	月分	納入通知書払 1回目口座振替日	2回目 口座振替日
4月	4月30日(火)	5月15日(水)	7月	7月31日(水)	8月15日(木)
5月	5月31日(金)	6月17日(月)	8月	9月2日(月)	9月17日(火)
6月	7月1日(月)	7月16日(火)	9月	9月30日(月)	10月15日(火)